

福岡県告示第637号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成30年7月6日

福岡県知事 小川 洋

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	157	久留米市合川町1642-1 久留米市食品衛生協会 会長 永渕 俊毅	久留米市合川町1642-1 ○福岡県北筑後保健福祉環境 事務所久留米分庁舎内 ○福岡県パスポートセンター 久留米支所内	平成30年 6月13日
旧		久留米市合川町1642-1 久留米市食品衛生協会 会長 古賀 毅		

福岡県告示第638号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年7月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年7月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	朝倉線 小石原	朝倉市佐田4261番1先から 朝倉市佐田4604番3先まで

福岡県告示第639号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成30年7月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	県道	安谷線	前	朝倉市佐田830番1先から 朝倉市佐田724番1先まで	5.0 ～ 19.1	241.3
			後	朝倉市佐田830番1先から 朝倉市佐田724番1先まで	5.0 ～ 19.6	

福岡県告示第640号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年7月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	県道	塔瀬 十文字 小郡	前	朝倉市佐田4635番1先から 朝倉市佐田4635番5先まで	17.5 ～ 30.4	49.0
			後	朝倉市佐田4631番1先から 朝倉市佐田4710番1先まで	17.5 ～ 31.2	

福岡県告示第641号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年7月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉 県道	福 岡 線	日 田 線	前	朝倉市堤945番先から 朝倉市堤748番先まで	8.0 ～ 28.2	479.2
			後	朝倉市堤946番1先から 朝倉市堤748番先まで	12.1 ～ 28.2	479.2

福岡県告示第642号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年7月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田 川 県道	川 崎 線	猪 国 線	前	田川郡川崎町大字川崎 4447番1先から 田川郡川崎町大字川崎 4440番1先まで	6.8 ～ 12.5	85.8
			後	田川郡川崎町大字川崎 4447番1先から 田川郡川崎町大字川崎 4440番1先まで	9.5 ～ 12.5	85.8

福岡県告示第643号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年7月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田 川 県道	英彦山 香 春 線	前	前	田川郡添田町大字津野 3269番1先から 田川郡添田町大字津野 3544番1先まで	7.3 ～ 33.5	220.0
			後	田川郡添田町大字津野 3269番1先から 田川郡添田町大字津野 3544番1先まで	7.3 ～ 41.2	220.0

福岡県告示第644号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年7月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	本 郷 基 山 線 停車場	前	小郡市吹上1020番1先か ら 小郡市吹上1007番1先ま で	14.6 ～ 40.0	360.0

			後	小郡市吹上1020番1先から 小郡市吹上1007番1先まで	14.6 ～ 40.0	360.0
--	--	--	---	----------------------------------	-------------------	-------

福岡県告示第645号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占有を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年7月6日

福岡県知事 小川 洋

1 道路の種類、路線名、占有を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占有を制限する区域	図面縦覧場所
県道	久留米小郡線	小郡市三沢 3001 番 5 先から 小郡市三沢 3002 番 1 先まで	久留米県土整備事務所
県道	久留米小郡線	小郡市三沢 2963 番 1 先から 小郡市三沢 2961 番 1 先まで	久留米県土整備事務所

2 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱（占有の制限の開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占有の制限の開始の期日

平成30年7月20日

福岡県告示第646号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年7月6日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

筑紫野市大字香園3

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字香園3（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第647号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年7月6日

福岡県知事 小川 洋

1 解除予定保安林の所在場所

築上郡上毛町大字下唐原2305の3

2 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

3 解除の理由

指定理由の消滅

福岡県告示第648号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成30年7月6日

福岡県知事 小川 洋

1 解除予定保安林の所在場所

築上郡上毛町大字下唐原2305の3

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

指定理由の消滅

福岡県告示第649号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成25年3月福岡県告示第480号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成30年7月6日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上稗田(a)	行橋市大字上稗田（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を行橋市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第650号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成25年3月福岡県告示第481号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成30年7月6日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
上稗田(a)	行橋市大字上稗田（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を行橋市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第651号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成30年7月6日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上稗田(a)-1	行橋市上稗田（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上稗田(a)-2	行橋市上稗田（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を行橋市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第652号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年7月6日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
上稗田(a)-1	行橋市上稗田（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
上稗田(a)-2	行橋市上稗田（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を行橋市役所に備え置いて縦覧に供する。

公 告**公告**

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで地方活力向上地域における福岡県税の不均一課税に関する条例施行規則（平成29年福岡県規則第7号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県総務部税務課に備え置きます。

平成30年7月6日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

地域再生法の一部を改正する法律（平成30年法律第38号）等の制定に伴い、当然必

要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成30年7月6日

公告

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成2年福岡県条例第20号）第6条の2の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の提出があり、同条例第7条第2項の規定により指定地域を定め、同条例第3項の規定によりその旨を通知したので、同条例第8条第1項の規定により次のように公告し、当該環境調査書を縦覧に供する。

平成30年7月6日

福岡県知事 小川 洋

1 設置者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社共立碎石所

宮若市宮田字唐人町1496番地

代表取締役 加藤 直樹

2 施設の種類及び処理能力

がれき類の破砕施設

一日当たり 680 t

ガラスくず等の破砕施設

一日当たり 318 t

3 設置場所

宮若市宮田字唐人町1496番8

4 指定地域

宮若市宮田の一部

上の区域を図面において表示し、5に掲げる場所に備え置いて縦覧に供する。

5 縦覧の場所

福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所環境指導課

6 縦覧の期間

平成30年7月6日から同年8月5日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年7月6日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
田川郡福智町神崎	平成30年3月15日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年7月6日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（3級基準点）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
遠賀郡水巻町大字頃末	平成30年5月11日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので

、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年7月6日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（3級基準点）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
遠賀郡水巻町	平成30年5月11日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年7月6日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（平成29年度地盤沈下観測調査一級水準測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
柳川市（旧柳川市、旧大和町、旧三橋町の区域）、筑後市、大川市、みやま市（旧瀬高町、旧高田町の区域）、大牟田市、三潞郡大木町	平成30年3月23日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年7月6日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

3級基準点測量

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
鞍手郡鞍手町大字猪倉	平成30年3月23日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、宗像市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年7月6日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

数値地形図の修正

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
宗像市全域	平成30年6月12日から 平成31年3月20日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、九州防衛局長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年7月6日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（用地測量、基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
遠賀郡遠賀町及び芦屋町	平成30年6月19日から 平成30年9月28日まで

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年7月6日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

古賀市美郷169番1から169番20まで、172番1から172番8まで及び173番1から173番23まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区博多駅前三丁目2番1号

ミサワホーム九州株式会社

代表取締役 下村 秀樹

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年7月6日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡久山町大字久原西2560番1、2560番11、2560番16、2560番17、2560番19及び2560番20

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糟屋郡粕屋町仲原2625-1-203

松元 文彦

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成30年7月6日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

福岡県立図書館情報提供システム調達に係る賃貸借等

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係

る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び個人住民税特別徴収税額決定通知書の写し

ク 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31

- 日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）
- コ 営業概要表（様式第5号）
- サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- チ I S O9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）
- テ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から平成30年7月27日（金曜日）までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時（当該入札に係る総合評価のための提案書、ソフトウェア機能要求回答書を期限までに提出して確認を受けた者に限る。）まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成31年9月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成31年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける役務の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年7月6日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 契約事項の名称
福岡県立図書館情報提供システム調達に係る賃貸借等
- (2) 契約内容及び仕様等
入札説明書による。
- (3) 契約期間
契約締結日から平成36年1月31日まで
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）
「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出先場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は福岡県庁ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件 (地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成30年8月24日 (金曜日) 現在において次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者。

大分類	中分類	業種名	等級
05	02	機械器具 (電気通信機器)	AA
13	08	サービス業種その他 (リース・レンタル)	AA

ただし、業種名が「リース・レンタル」以外の入札参加資格を有する者にあつては、リース業を営む者に限る。

(2) 民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱 (平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達) に基づく指名停止 (以下「指名停止」という。) 期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県立図書館 総務課

〒812-8651 福岡市東区箱崎一丁目41番12号 本館4階

電話番号 092-641-1125

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 交付期間

平成30年7月6日 (金曜日) から平成30年7月20日 (金曜日) までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 交付場所

5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札参加申請書、総合評価のための提案書及びソフトウェア機能要求回答書の提出期限等

(1) 提出期限

ア 入札参加申請書

平成30年7月20日 (金曜日) 午後5時00分まで

イ 総合評価のための提案書

平成30年8月10日 (金曜日) 午後5時00分まで

ウ ソフトウェア機能要求回答書

平成30年8月10日 (金曜日) 午後5時00分まで

(2) 提出場所

5の部局とする。

(3) 提出方法

持参 (ただし、県の休日には受領しない。) 又は郵便 (書留郵便に限る。提出期限内必着) で行う。

(4) その他

ア 入札参加の申請をしない者は、本件入札に参加することができない。

イ 提案書の作成に係る費用は、提案者の負担とする。

ウ 提出された提案書等は、返却しない。

エ 提案書及び機能要求回答書受領後、提案書等についての内容説明 (プレゼンテーション) の場を設けるものとする。なお、その日時等は、5の部局に対して入札参加の申請を行った者に対して別途通知する。

10 入札書の提出期限等

(1) 提出期限

平成30年8月24日（金曜日）午後5時00分まで

(2) 提出場所

5の部局とする。

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

11 開札の日時及び場所

(1) 日時

平成30年8月27日（月曜日）午後1時30分

(2) 場所

福岡市東区箱崎一丁目41番12号

福岡県立図書館 別館2階 研修室

(3) 開札に立ち会うことが認められる者

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合にて、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

(4) 落札者がいない場合の措置

開札の結果、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8の規定により、別に定める日時において再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつて、その全ての同意が得られれば、その場で再度入札を行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11の(4)により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定の方法

入札説明書による。

15 その他

(1) 本調達では、稼働開始時期をあらかじめ定めているため、本県側の責めによる場

合を除き、平成31年1月31日（木曜日）までの設計・開発等期間の延期は一切許容できない。

- (2) 落札者決定後、契約書の作成を要する。落札者は、暴力団排除条項を記載した誓約書を契約締結時までに提出すること。なお、契約書に要する一切の費用は、落札者の負担とする。
- (3) 落札者が課税事業者である場合は、契約書に契約金額に併せて取引に係る消費税及び地方消費税の額を明示する必要があるため、契約締結時までに課税（免税）事業者届出書を提出すること。
- (4) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている協定のうちの1つである政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申立てについては、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (5) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (6) 「入札参加申請書」提出後、入札参加を辞退する場合は、別紙「入札辞退届」を提出すること。
- (7) 落札金額（入札書に記載された金額に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額）は、機器の賃貸借の始期である平成31年2月から平成36年1月までの月払いとする。
- (8) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (9) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of the matter
Long term leasing and maintenance for the fukuoka prefectural library information service system
- (2) Time Limit of Tender
5:00 PM on August 24, 2018
- (3) Contact Point for the Notice

General Administration Division, Fukuoka Prefectural Library,
1 - 41 - 12, Hakozaki, Higashi-ku, Fukuoka City, 812-8651, Japan
TEL 092 - 641 - 1125

公安委員会

福岡県公安委員会告示第187号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成2年9月福岡県公安委員会告示第92号）の一部を次のように改正する。

平成30年7月6日

福岡県公安委員会

表中

八女中央自動車学校 八女市大字平田388 西江信吾

八女中央自動車学校 八女市大字平田388

を

八女中央自動車学校 八女市大字平田388 西江博樹

八女中央自動車学校 八女市大字平田388

に改める。

福岡県公安委員会告示第188号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成2年12月福岡県公安委員会告示第133号）の一部を次のように改正する。

平成30年7月6日

福岡県公安委員会

表中

久留米第一自動車学校 久留米市山本町豊田1358-1 川原博史

久留米第一自動車学校 久留米市山本町豊田1358-1

を

久留米第一自動車学校 久留米市山本町豊田1358-1 中川恵司

久留米第一自動車学校 久留米市山本町豊田1358-1

に改める。

八女中央自動車学校 八女市大字平田388 西江博樹

八女中央自動車学校 八女市大字平田388

に改める。

福岡県公安委員会告示第189号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成7年7月福岡県公安委員会告示第92号）の一部を次のように改正する。

平成30年7月6日

福岡県公安委員会

表中

久留米第一自動車学校 久留米市山本町豊田1358-1 川原博史

久留米第一自動車学校 久留米市山本町豊田1358-1

を

久留米第一自動車学校 久留米市山本町豊田1358-1 中川恵司

久留米第一自動車学校 久留米市山本町豊田1358-1

に改める。

福岡県公安委員会告示第190号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成29年3月福岡県公安委員会告示第70号）の一部を次のように改正する。

平成30年7月6日

福岡県公安委員会

表中

八女中央自動車学校 八女市大字平田388 西江信吾

八女中央自動車学校 八女市大字平田388

を